

放射線治療品質管理士 資格喪失後の再認定について

平成21年2月

放射線治療品質管理機構

放射線治療部門から診断などの部門に移動した場合

- 放射線治療業務から離れることにより、資格を維持できない方について、放射線治療業務に戻る際に、再認定を容易にすることで、放射線治療に熟知した方に治療・品質管理業務を行なってもらいたいということから、再認定のルールを定める。

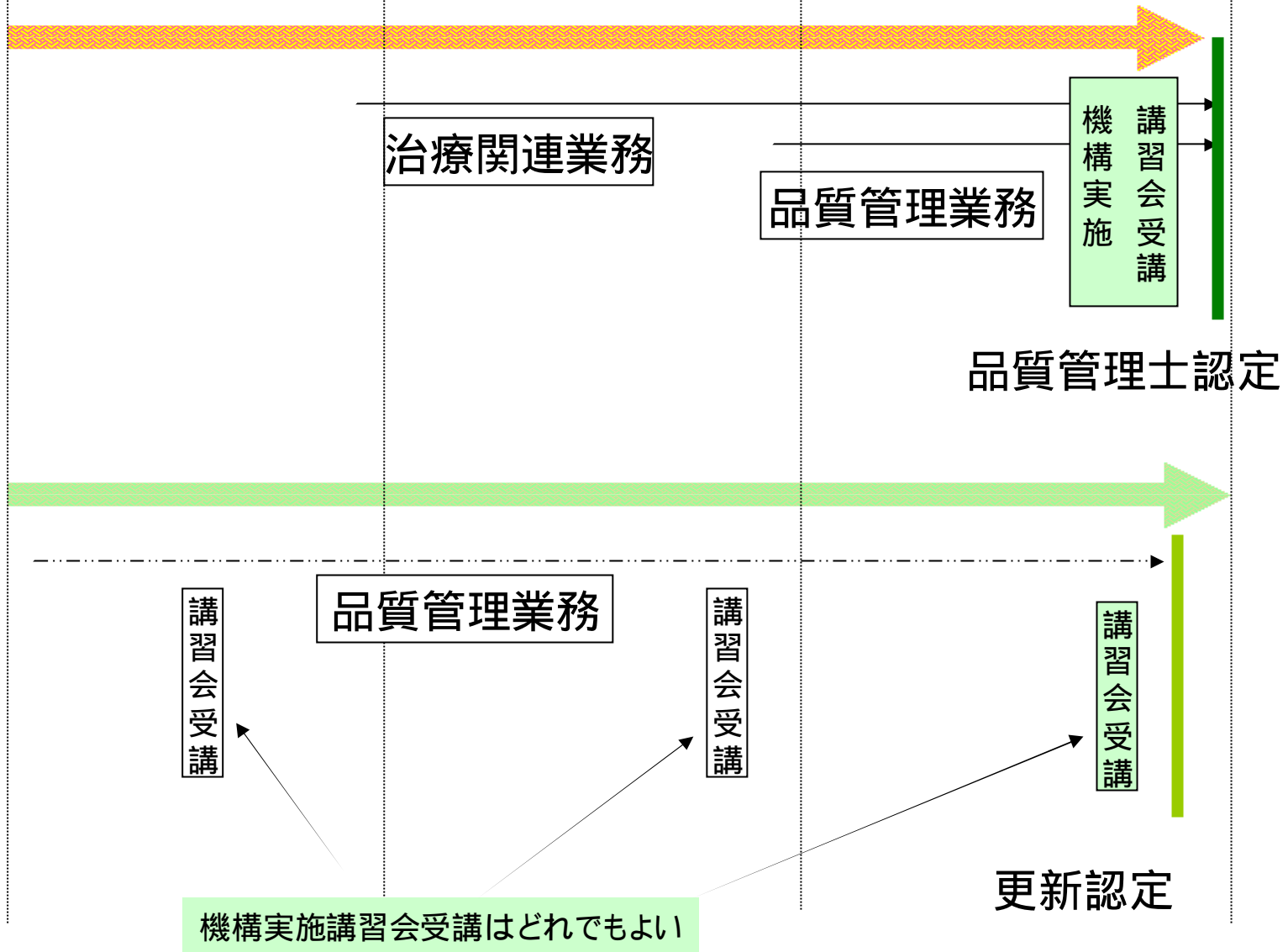
再認定の基本的な考え方

- 放射線治療品質管理士の認定が更新されず失効している方の再認定
- 治療関連業務を行うことになった(行っている)。
- 治療関連業務、放射線治療品質管理業務に復帰し、3ヶ月の再習熟期間を過ごした方。
- 最近、再習熟のための講習会を受講している方。
- 再認定期間を1年間とし、この期間のうちに更新認定を受けること。
- 新規認定を受けることも可能。

再認定申請ルール

- 提出書類
 - 失効している放射線治療品質管理士認定証のコピー
 - 治療部門に3カ月以上関連して業務を行ったことを示す書類
 - 放射線治療品質管理業務を行ったことを示す書類(レポート)
 - 申請時以前の6カ月の間に、カテゴリー2の講習会(0.2単位)以上を取得していることを示す書類(のコピー)
 - 再認定料(¥10,000)の振込み書
- 書類提出日(治療部門復帰3カ月後以降)にさかのぼって再認定します(審査期間は1カ月程度必要です)。
- この認定での認定期間は1年間です。品質管理機構主催の講習会を受講し、更新認定を受けてください。
- 再認定が行なわれれば、1月以内にHP上の「放射線治療品質管理士氏名一覧」に掲載します

放射線治療品質管理士認定・更新(現行)



放射線治療品質管理士 再認定のテーブル

